**令和５年度大阪府食の安全安心推進協議会（第29回）**

日時：令和５年８月28日（月）午後１時30分～午後3時

場所：大阪赤十字会館　３階　301会議室

○事務局　それでは定刻になりましたので、ただいまから「大阪府食の安全安心推進協議会」を開催させていただきます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課の永田でございます。協議会の開催に当たりまして、大阪府健康医療部長の西野よりご挨拶申し上げます。

○事務局（西野部長）　大阪府食の安全安心推進協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、日頃から大阪府の健康医療行政の推進に、ひとかたならずご理解・ご協力を賜っておりまして、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

特にこの３年間は、新型コロナウイルス感染症の対策ということで、府におきましても様々な対策を行ってきたところでございます。この間につきましても、様々な工夫・ご協力を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。ご承知の通り、５月８日に、新型コロナウイルス感染症が第２類感染症から５類感染症に位置づけられ、この夏の感染状況がどうなるかと心配していたのですが、大きな感染にならずに、小波ぐらいの状況で推移しているところでございます。全国的に見ても、全国の感染者数も少し下回るぐらいで推移しているところでございます。引き続き、感染対策につきましては、ご留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年度は委員の皆様のご意見をいただきまして、第４期大阪府食の安全安心推進計画を策定することができました。ライフスタイルの多様化やHACCPの義務化など、食の安全・安心に関する環境が変化する中でも、府として食の安全安心の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

いよいよ２０２５年の大阪関西万博というものが１年７か月後ということで迫ってまいりました。この万博というものを大きな機会にいたしまして、我々もしっかりと大阪の食の安全をはじめ、様々な施策をクリアしていきたいと考えております。大阪の大きな魅力というのは食ということだと思います。国内外の各来場者にも楽しんでいただきたいというふうに考えております。来年の６月に農林水産省と共催で、全国の食育推進大会を、大阪で開催することになりました。これは万博を契機にということなのですけど、万博の機運向上を図るというような取組の一環ということでございます。万博が安全安心に開催できますように、また万博の開催を契機に、府の食の安全安心の関心が更に進む様に取り組んでまいりたいと思いますので、重ねてご協力をお願い申し上げたいと思います。

本日は委員改選後の初めての会議ということです。委員の皆様にはそれぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○事務局　本協議会の委員の任期につきましては、協議会規則第２条第３項において２年と定めており、先月の26日付けで、各委員の委嘱手続きをさせていただきました。この度は委員にご就任いただき、まことにありがとうございます。今回７名の方が新任となりますので、ご紹介させていただきます。

○植村委員　公益社団法人消費者関連専門家会議 西日本支部長をしております植村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○北村委員　株式会社Kサポート教育研修事業部課長の北村と申します。よろしくお願いいたします。

○田野委員　公募委員の田野です。よろしくお願いします。

○中屋委員　大阪外食産業協会の中屋と言います。どうぞよろしくお願いします。

○藤田委員　大阪商工会議所で30,000会員のうち、1,000社ほどの食料、食品メーカー、消費者、外食産業に関わりながら、食料部会の担当をしております、藤田と申します。よろしくお願いします。

○米田委員　全大阪消費者団体連絡会の米田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　その他の委員の皆様については、委員名簿と配席図をご覧いただければ幸いです。本日の会議の定足数についてですが、あいにく所用のため、岡本委員・河合委員・林委員がご欠席です。出席委員14名で、委員総数17名の過半数となっており、協議会規則第５条第２項により、開催に必要な定足数を満たしておりますので、ご報告申し上げます。また本会議は公開しており、開催後、議事録を作成し、府のホームページなどで公開させていただきます。なお、本日はオブザーバーとして、厚生労働省近畿厚生局、農林水産省近畿農政局、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の皆様にご出席いただいております。

　　それでは議事に入らせていただきます。まず議事のうち、会長の選出等についてです。本日は委員改選後初めての会議になりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。協議会規則第４条では、会長は委員の互選によって定めることとなっております。会長の選出に当たりまして、どなたかご推薦やご意見ございませんでしょうか。

○齋藤委員　よろしいでしょうか。前期の会長をお務めいただきました小田委員におかれましては、大阪府の食の安全安心について、幅広い知識を持って用務を遂行してこられました。また、調整力も大変高く、これまで協議会を引っ張ってこられたことから、適任と考えておりますので、小田委員を推薦させていただきたいと思います。

○事務局　ただいま小田委員をご推薦いただきましたが、他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですが、それでは小田委員を会長に選出することとしてよろしいでしょうか。ご賛同いただけます場合は、拍手いただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは小田委員に会長をお願いしたいと存じます。小田委員には恐れいりますが、会長席の方へご移動をお願いいたします。小田会長から、会長就任に当たりまして、一言ご挨拶をお願いします。

○小田会長　ご推薦賜りました小田でございます。引き続き会長職を謹んでお引き受けさせていただきます。また前回に引き続いて、委員になられている皆様もよろしくお願いします。それから事務局の方々にも、大きな力を借りまして、第４期の推進計画が３月に完成したわけでありますけども、これをどう利用していくかということを、これから考えていく必要がありますし、またこの大阪府の食の安全安心の推進の取組みについてもっと広めていく必要がありますし、また府民の方々に徹底してもらいたい。また我々が作った認証マークをもっと普及させて、ブランド力を高めていくということも必要ですので、ぜひ委員の皆さまの力も借りながら、より良い施策実施ができますように、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○事務局　小田会長ありがとうございます。ここであらかじめ、会長代理をお決めいただく必要がございます。会長代理については、協議会規則第４条第３項により、会長があらかじめ指名することとなっております。小田会長からご指名をいただけますでしょうか。

○小田会長　分かりました。それでは会長代理につきましては、前期からご尽力をいただいております平川委員に引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局　ただいま会長代理に、平川委員のご指名がございました。平川委員は恐れいりますが、会長代理席へご移動いただけますでしょうか。平川会長代理から、一言ご挨拶いただければ幸いです。

○平川委員　ただいま会長代理にご指名いただきました、大阪大学の平川と申します。前期に引き続きまして、会長代理を務めさせていただきますけども、この第４期の推進計画においては、第３期も様々いろいろな形で施策を展開されてまいりまして、例えば消費者団体等の連携も始まりつつあるような、広がりが生まれてきていますので、それを活かしながら更に広げて、特に先ほど冒頭のご挨拶にもありましたけども、大阪関西万博、そこに沢山の人たちが大阪に来て、大阪の食文化、そこで商いにも触れて頂くと思いますので、大阪のブランド力に少しでも貢献できればと思いますので、どうぞ皆さまご協力をお願いいたします。

○事務局　ありがとうございました。次に本協議会には、３つの部会が設置されております。資料（１）「協議会の概要」をご覧いただければと思います。協議会規則第６条により、各部会の部会長及び所属委員については、会長が指名することと規定されていますので、小田会長よりご指名をお願いしたく存じます。

○小田会長　それでは各部会の部会長及び所属委員につきまして、委員の皆様に、いずれかの部会に所属していただきたいと思うので、事務局と調整させていただきました。委員の皆様にお願いします部会委員を、これから配付します部会委員名簿をもって指名に代えさせていただきます。配付をよろしくお願いします。事業者あり方検討部会は私を含め７名、情報発信評価検証部会は平川部会長初め６名、大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会は私を含め５名という形で指名させていただきました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局　次に議事（２）に移ります。これ以降の議事の進行については、会長にお願いしたいと存じます。小田会長よろしくお願いいたします。

○小田会長　それでは議事に沿って進めさせていただきます。まず議事（２）「第４期大阪府食の安全安心推進計画について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料（２）の第４期大阪府食の安全安心推進計画の概要をご覧いただけますでしょうか。

この計画につきましては、大阪府食の安全安心推進条例に基づき策定をしております、食の安全安心に係る総合計画になります。昨年から協議会で４回にわたってご審議いただき、令和５年３月に策定いたしました。計画期間は、令和５年度から令和９年度までの５年間としております。内容は資料の右側の表の通り、４つの施策の柱に11の基本施策を掲げまして、更に49の取組事業を位置づけています。11の基本施策のうち柱３（１）「食の安全安心の情報発信の推進」と、柱４（２）「HACCPの取組支援を始めとする自主衛生管理の推進」の２つを重点施策としています。

情報発信の推進については、特に個別の取組事業の「㉗ホームページやメールマガジン等のオンラインツールによる情報発信」について、現在大阪府のホームページで、様々な情報を掲載していますが、より必要な情報が閲覧しやすいように、今後「食の安全安心ポータルサイト」を作成し、情報発信の充実を図っていく予定です。また「㉙外国人に対応した啓発媒体による情報発信」については、飲食店等に従事する外国人が全国的に増加しているという状況を踏まえまして、外国人向けの、多言語の衛生教育教材の充実に取り組むこととしています。

参考資料（２）をご覧いただけますでしょうか。こちらは食中毒予防の啓発リーフレットですが、日本語版の他、英語、韓国語、中国語の簡体字、繁体字、ベトナム語で作成し、８月に大阪府のホームページに掲載したところです。今後、関係団体や領事館等を通じて周知していきたいと考えています。

重点施策のもう１つは、HACCPの取組支援など、自主衛生管理の推進についてです。これらは従前から大阪版食の安全安心認証制度やHACCPセミナーなど、様々な情報提供・啓発などに取り組んでまいりましたが、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

最後に別紙の数値目標をご覧いただけますでしょうか。本計画では、14の項目について数値目標を設定しています。昨年度の計画策定時には、令和３年度の実績を基準値としまして、令和５年度の目標及び令和９年度の最終目標を設定しています。参考までに、令和４年度の実績を右側に記載しています。概ね順調に取り組みを進めているところです。講習会やリスクコミュニケーションなど、参加型の事業につきましては、これまでコロナ禍の影響がございましたが、現在、通常通り事業を再開しています。なお、大阪版食の安全安心認証制度につきましては、後程別途ご議論いただく予定です。計画の概要の説明は以上です。

○小田会長　ただいま事務局から「第４期大阪府食の安全安心推進計画」に関して説明がございましたが、何かご質問・ご意見はございますでしょうか。植村委員いかがでしょう。

○植村委員　まだ状況が分かってないところがあるのですけれども、資料（２）別紙の「３ 情報の提供の充実」というところの数字を見ていて、具体的に書かれているのですごく分かりやすいなと思ったんですが、「㊱リスクコミュニケーションの推進」の目標について、令和５年度は基準値の約４倍、令和９年度の最終目標については約８倍弱ぐらいということで、大きな目標設定になっていますが、何か計画や取組みを考えての目標ということなのでしょうか。

○事務局　まず「㊱リスクコミュニケーションの推進」につきましては、特に府民向けの講習会等の中で、一方的な情報発信だけではなく、その場を活用し、府民の皆様の不安に思っておられる内容でありますとかを意見交換を含めて実施していこうということで考えて、目標としております。令和３年度の基準値が531名、令和４年度が1,258名となっておりますが、令和３年度につきましては、コロナ禍の影響もありまして、対面で府民が参加していただける様な講習会の機会というのがかなり制限をされていたところです。令和４年度も順次に再開しての結果です。コロナ禍前の実績で見ますと、2,000名近くの参加者の講習会というのが実績としてありましたので、コロナ禍を経まして、順次通常通りの開催状況を見込みまして、令和５年度2,000名、最終目標4,000名という形で、設定をした経緯です。

○植村委員　よく分かりました。

○小田会長　中屋委員いかがでしょう。

○中屋委員　事前に様々な検討をされていると思います。これから色々な課題やわかってくることがあると思いますので、それを見させてもらいたいと思います。

○小田会長　米田委員いかがでしょう。

○米田委員　数値目標がある資料について質問になりますが、計画自身が５年間の計画ということなんですけども、数値目標の達成に向けたアプローチといいますか、５年間との関係で、どのようなイメージで捉えたらよいのかというのを、少し教えていただけたらと思います。

○事務局　推進計画の中に49の取組事業がありまして、それぞれの担当部局の方で、数値目標のある事業につきましては、数値目標を指標としまして、年度ごとになるかと思いますが、それぞれの事業計画を立てながら進めていくことになると考えています。

○小田会長　藤田委員いかがでしょう。

○藤田委員　情報提供に関して、いくら情報があってもそれを必要とする方に届けないことには、宝の持ち腐れになってしまいますので、情報提供に力を入れているということをお伺いして、ぜひサポートできればと考えているところです。

商工会議所としましても、情報提供には日々取り組んでいるところでして、従来から紙媒体の広報誌を発行し、ホームページにも掲載しておりましたが、最近はSNSのフェイスブックやインスタグラムなどでも配信をしておりますけども、どういう情報がどの情報媒体を介せば一番届くのかというのを試行錯誤している状況がございます。

情報提供に関して、内容によってはSNSでの連携など、ぜひ一緒に進めていければと思っていますので、よろしくお願いします。

○小田会長　ありがとうございます。田野委員いかがでしょう。

○田野委員　作り上げてこられた事にすごく感動致しました。まず自分に何ができるかをこれから探していきたいと思います。数値目標をこれだけ細かく掲げられること、そして事業の数がすごく多いことにびっくりしました。市民や府民がそのことをまず知らない、情報提供に関して、私たちもどのように伝えていけば知ってもらえるかなど、頑張っていきたいと思います。３期がここまで進んでこられたことに、すごく感動しました。

まずは、今までの感謝を伝えたいと思いました。ありがとうございます。

○小田会長　北村委員いかがでしょう。

○北村委員　特に問題などはございません。

○小田会長　石川委員いかがでしょう。

○石川委員　この計画は今年３月に策定し、確定しているわけですが、途中で何か起こったときに、修正というのはどういう形でするのかなというところがありまして、一点、最近話題になっている原発の処理水についての安全性をアピールすべきだという議論の中に、国が率先してやるとしても、都道府県の大阪府としてはどういうふうな反映の仕方があるのかなというのを、ご教示していただきたいと思います。

○事務局　この計画につきましては、毎年度協議会の中で進捗状況を報告させていただきながら、一部計画の修正等がある場合は、協議会の意見をお聞きして修正を図っていくということになりますので、協議会から「修正すべき」というご意見があれば対応させていただきますし、事務局からも、修正が必要な内容があれば、協議会で意見を伺ったうえで、修正をしていくという流れになります。

○小田会長　次に議事（３）でありますが、「大阪府食の安全安心顕彰制度」についてです。事務局が制度の一部見直しを検討されていると思いますので、それについて説明をお願いします。

○事務局　まず資料の左側、制度の概要と状況についてです。本制度は、食の安全安心推進条例に基づきまして、食の安全安心の確保に関し、特にすぐれた取り組みをしたものを広く顕彰するもので、平成24年度にスタートした制度です。対象は個人または団体としており、条件としては、取組みを２年以上継続していること、その取組みが広域性・適合性など８つの項目のうち３つ以上満たしていることとしています。種類は事業者部門と消費者部門を設定いたしまして、賞は知事賞とその他協議会で認めた賞を設定していますが、これまでの受賞はすべて知事賞となっています。また推薦者は、本協議会の委員の皆様と、府庁の関係部局のみとしておりまして、選考は本協議会の事業者あり方検討部会で行っていただいております。これまで36の個人・団体を表彰し、うち事業者部門が28、消費者部門が８となっていますが、グラフの通り受賞者数が減少傾向にあります。

課題としては、推薦者が限られますので、受賞者数が減少していること、対象となる食の安全安心の確保に関する取組みの幅が広く、どの様な事業者等が候補者になるか分かりづらいこと、また制度の知名度の向上が必要であることなどがあると考えています。

そこで一定の見直しが必要ではないかと考えておりまして、資料右上になりますが、対象となる食の安全安心の確保の取組みをより明確にすること、推薦者を拡大して、本制度の周知、普及を図り、食の安全安心の取組みを一層掘り起こすこと、また、受賞した取組みを広く周知し、府内事業者等の取組みを促進するという方向で見直しを考えています。

　　具体的な変更案ですが、基本的な制度の仕組みは現行制度のままとし、主に次の２点を変更したいと考えています。

　　１点目が、食に関する衛生環境の向上に資する取組を顕彰するということを明確にするため、種類を「食品衛生対策部門」と、「食品衛生普及啓発部門」を設定したいと考えています。食品衛生対策部門では、大阪版認証を継続して取得している事業者など、食品衛生に積極的に取り組んでいる事業者などを対象としまして、食品衛生普及啓発部門については、食中毒予防や正しい手洗いなど、食品衛生の普及啓発に取り組んでいる個人や団体を対象にしたいと考えています。

なお、すべての表彰は知事名で行いますので、あえて「知事賞」と言わず、「大阪府食の安全安心顕彰」としまして、受賞者のうち、特に顕著な取組については、大賞としたいと考えています。また、中小事業者等の取組や、2025年大阪関西万博に関連する取組みは積極的に表彰していきたいと考えています。

　　２点目は推薦者についてです。これまでの協議会委員、庁内関係部局に加えまして、府内の市町村、保健所、大阪版食の安全安心認証機関からの推薦も可能にしたいと考えています。今後、要綱を改正しまして、募集を行い、選考後、来年の２月頃に表彰できればと考えているところです。説明は以上になります。

○小田会長　今の資料３の内容について委員の皆様からのご意見とか、こうしたらいいのではないかとかがありましたらご議論していただきたいんですが。石川委員いかがでしょう。

○石川委員　前回、認証制度については意見を申しましたが、衛生対策については最低限度を上げることがメインなので、認証を取得した人を表彰するという仕組みについては違和感がありますし、制度の変更案の①の衛生対策部門の部分については、私としては疑問符がついていますが、②の啓発については、安全安心に関して消費者と事業者との情報についての非対称のところがあって、不安を勝手に思ってしまっていることに対して安全性を伝えたり、安心してはいけないところを指摘するといったことは必要かと思いますので、意見として伝えておきます。関西万博に関する取組を優先するというのは、理由がよくわからないので、必要ないのではないかなと思います。

○小田会長　大阪万博はビッグイベントですので、大阪府の考えは理解はできるかなと思うのですが。藤田委員、商工会議所の立場からいかがでしょう。

○藤田委員　万博を推進するする大商の立場でもありますので、資料に記載の「関連する取組み」というのは、どういうものが想定されるのか具体的なイメージがわかないので、今の段階では意見としては考え中というところです。

○小田会長　部会で議論してという時間がなかった部分がありますが、事務局はスケジュール感どうですか。

○事務局　スケジュール感としましては、今年度内に表彰というのを実施したいというのもありますので、協議会の場でご意見をいただきまして、いろいろと改正を進めていければと思います。推薦の期間も最低限２か月程度は必要かなと考えています。

○小田会長　万博もあと１年少しというところにきてるので、いろいろやらないといけないところも分かるんですけども、石川委員からの意見なども含めると、委員の皆さんどうでしょうか。含みを持たして従来通りのやり方をやりながら、部会で議論をしていくということで。推薦者を増やすのは問題ないので、ただ、部門を分けたりという部分について異議のある委員もおられるので、従来どおりの顕彰制度で進めながら、含みとして、こういう改正を事務局としては考えているということで、できるだけこういう方向も踏まえてということにしたいと思いますが、事務局としてはどうですか。

○事務局　石川委員からご指摘いただきました部分、大きくは２点と考えているのですけども、１つ目が「食品衛生対策部門」の部分で、「大阪版の認証制度を継続して取得するなど」ということで書かせていただいてるのですが、この認証制度自体が高度なレベルの制度というよりも、一般的な衛生管理の底上げを目的とした制度という位置付けになっていますので、その部分を対象とすることはどうかという意味かと理解しています。この部分については、認証制度を継続して取得していることだけではなくて、日頃の衛生管理の中で、特にすぐれた取組みをされてるところを認証機関の方から挙げていただいて、それを審査した上で、表彰していければと考えています。今回資料の記載が認証制度を継続して取得する等とありますので、継続のみが要件になってる様な説明になってしまったんですけども、そこは顕彰の審査基準の中で対応していければと考えています。

また、２つ目の「万博に関連する取組を優先して顕彰する」という部分については、具体的には要綱の中に制度上、落としていくというよりも、推薦を挙げていただくに当たって、そういったところにも目を向けていただくようにお願いできればという想いで、大阪府としても様々な施策に万博を関連付けて、盛り上げていきたいという想いもありますので、そのような形で記載しております。要綱上「万博に関連する取組を優先して」という部分が、今の段階で疑義が残るということがあれば、要綱上には明記する形ではなく、推薦いただく際に気にかけていただきたいというふうに思います。

○小崎委員　資料３のところで、食品衛生対策部門というのは、事業者が対象になっており、また食品衛生普及啓発部門も事業者がやる場合もある。一方で消費者部門というのは、おそらく食品衛生普及啓発部門しかやれない。私自身も、制度の建付けの理解が非常に難しいところがあるのは、「食の安全安心認証」はどういう項目について、具体的に「食の安全安心」というものを、この顕彰の材料としてやっているのかというのは、ちょっとイメージとしてよく分からないという部分があるので、例えばこの資料３のところで、事業者部門の方が数が多いのですけど、どういう事業者が、こういう理由で選ばれたという部分というのを、具体的に示していただければありがたいです。消費者の方はおそらく目に見えた形で、食品衛生関連の安全性という部分に関して、啓発、その他のことをやられるというのは、具体的にはイメージとしてわかるのですが、事業者の部分の、いわゆる認証というか、そういう部分でどういう点で選ばれたかというのは、少し目に見える形で示していただいた方が良いかなというのが１点。

認証制度に関して、認証を取得して、事業者のメリットというのはどこにあるのか。認証を取得することで、他の業者に比べて、自分のところはきちんとやっているんだということを、サポートしているとか、少しでも話があるのであれば、ご紹介をしていただきたい。

もう１点。大阪関西万博について私自身はやはり取り組むべきだと思うのですが、資料２の計画の中に、この部分に対する特別の取組というのは入ってない様な気がするので、従来どおりの取組みということで、何かしらもう少し色を付けた方が良いのではないかなという感想を持ちました。

○小田会長　２つ目は次の認証制度の問題なので、ここは顕彰制度だけで議論しようかなと思うんですが、我々は食の安全安心を推進していくという枠組みをきちんと議論してきてるので、万博も重要ですけども、期間が半年ということで、なかなかそれは現実的に入れるのは難しいという部分がありましたけども、今ここで決めるというのは難しいかもしれないので、従来通りでやるということで、含みを持たせて、部会できちんと議論して、良い顕彰制度にしたら良いと思うんですが。

○石川委員　安全安心に関しての客観的な取組みは、認証制度と顕彰制度のすみ分けの問題もあるんですけど、顕彰制度として意味があるというのは、安全安心に関して、事業者が匠の様な技で、特段「安全を守っています」というものに対する表彰というのと、誰もができるものを話していただいて、皆さんがそれに賛同すれば、一気に安全が広がるといった、そういう普及型の安全と、抽象的に二つに分けられるとしたら、後者については顕彰の価値があると。「こんな手軽な方法で安全を確保できました。」とか、「費用を安くできました」とか、そういう開発を促進する意味合いでの顕彰というのは意味がある。

反対に匠的なものについては、その方にしかできませんから、誰もついていけない。認証制度はそちらの方に近いイメージを持っていたので、そういう特別な認証で、「他の人はできてないのか」みたいな差別化につながるイメージを思っていたので、それを前提にするのであれば難しいかなと思っていましたが、皆さんに普及するような客観的な取組みを紹介いただいて、それを表彰するという流れでの顕彰制度には意味があるのかなと思っていまして、調整案としてご提案したいと思います。

○小田会長　それも非常に大事なんですけども、以前も議論したと思うんですが、普及だけではなくて、広く貢献する。色々あると思うんですけども、これまでもかなり時間をかけて審査をしてきてるわけで、今まで顕彰してきたのにもそれなりの理由があって、皆さん納得してやってきた。これ非常に大きな意味があると思うんです。

だからちょっとここで決めるのは無理なので、とりあえず顕彰制度は従来の方針でやる。推薦については、いくらでも推薦するところを増やせば良いので、例えば受賞したところから、例えば３年間でも５年間でも限定して推薦してもらうということも考えたら良いと思うので、それは事務局で検討してもらって顕彰制度を進める。ただ内容を変えるのはすぐに決めるのは無理なので、従来通りの方法で、ただ含みを持たせる。「これはだめ」と言うのではなくて、そういうところを推薦されると言えば、それをちゃんと我々で審査して検討するわけで、とりあえず制度としては従来通り、そして検討はやるということでどうでしょうか。

○事務局　顕彰制度の見直しを少し唐突に進めさせて申し訳ございません。これまでの経過を見ていただいた通り、せっかくの制度なんですけど、なかなかうまく伝わっていないというところがありまして、できるだけ広めたいということと、ターゲットや目的をはっきりした方が良いかなということで、今回見直し案として提示させていただきました。結果として今回ご意見いただいたとおりで、制度についても、今回は従来どおりでいかせていただきたいと思いますので、ただ今、会長がおっしゃった様に、推薦者を少し広くさせていただけたらと思っています。やはり色々な方面から、挙げていただけたらと思っていますので、その点は了解いただけたと思います。

小崎委員から「どんなところが受賞していましたか」とございましたが、最初の頃から調べますと、例えばエコ農産物や伝統野菜、食育など、かなり色々なところが受賞されているのですが、我々としては、基本のところは食品衛生や食中毒対策など、そういうところにやっていきたいという想いを書かせていただきました。もし可能であれば今回制度は変えませんけれども、そういう方の取組みを挙げてくださいという想いは伝えたいなと思います。今後の部会と推進協議会でまたご意見をいただいて、改めて検討させていただきたいと思います。

○小田会長　よろしくお願いします。それでは議事の（４）ですけども、大阪版食の安全安心認証制度について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局　資料４をご覧いただけますでしょうか。まず制度の概要ですが、事業者が自ら行う衛生管理等の取組について、一定水準以上にある施設を認証することにより、事業者を支援し、府民に食の安全安心に繋げることを目的として、平成21年度にスタートした制度です。対象は食品の飲食、製造、販売の営業と幅広くなっております。この対象となる事業者が認証を取得するには、まず自主点検の上、指定された認証機関に申請しまして、認証機関による審査の結果、基準に一定適合する場合に認証されます。なお認証の有効期間は新規が３年間、それ以降継続は５年間となっています。認証基準には、衛生管理の項目を中心に、飲酒運転や受動喫煙防止策などのコンプライアンスの項目、また災害時の避難誘導などの危機管理の項目も含まれておりまして、認証制度の特徴となっています。なお衛生管理の項目については、HACCPの考え方も踏まえたものとしています。

　　制度のメリットとしては、認証をきっかけに衛生管理の水準が向上すること、自主点検と外部評価で改善点が見つかること、認証マークの掲示などでアピールできることなどが挙げられます。認証施設数は、ここ数年はHACCPに沿った衛生管理の制度化もありまして大幅に増加してきましたが、昨年度はわずかな増加となっています。本認証制度については、これまで本協議会及び事業者あり方検討部会において、様々ご意見をいただいてまいりました。制度のあり方については、本認証制度を「より高度なものにしてはどうか」とか、一方、小規模事業者などでは「まだまだニーズがある」などのご意見をいただいております。認証基準については、「認証機関が審査で迷わないように、府で分かりやすい審査マニュアルを作成してほしい」、また、メリットや周知については、飲食店などのメリットや、認知度の向上へのご意見をいただいております。

現在の状況と今後の取組みですが、まず本制度については、小規模事業者などでの自主衛生管理の底上げを第一の目的として、現行制度を維持することとしています。衛生管理の取組みを促進するため、府では本制度以外にも、セミナーや情報提供を行っています。なお、小規模事業者の方について、気軽に衛生面のチェックができるなど、何か仕組みや工夫ができればと考えていますし、2025年大阪関西万博を一つの契機として、衛生管理への意識や取組みを進められればと考えています。

認証基準の平準化については、現在、認証機関と意見交換を行いながら、認証基準の改正や、審査員説明会の開催などを検討しており、今年度内には実施する予定です。

最後に本制度の認知度の向上や、認証にメリットを感じていただく取組みについては、府のホームページで食の安全安心ポータルサイトを作成する予定ですので、これに合わせて、認証された事業者の情報の発信を充実し、例えば飲食店の場合は、単に認証していることだけではなくて、マップなどを掲載してはと考えています。その他、認証制度の認知度の向上とか、メリットの創出等につきましてアイデア等がございましたらいただければと思います。説明は以上です。

○小田会長　認証制度の認知度を向上させるためのアイデアなどがあればとのことですが、先ほど小崎委員からも質問がありましたけども、この制度を取得したことでどんなメリットがあったかなど、認証施設へのアンケートなどは取られているんですか。

○事務局　大阪府から認証を受けられた各事業者へのアンケートというのはまだ実施しておりませんが、認証機関で把握しておられる状況を聞きますと、「施設内の衛生管理の水準の向上に繋がった」であるとか、第三者評価で「改善点が見つかった」といった部分というのが大きなメリットとして感じていただいているようです。また、認証制度を取得することで、取引先に対して「取組をアピールできた」という部分のメリットは感じていただいているとは聞いておりますので、府民の方が利用される様な飲食店においても、府のホームページでの公表などによって、認証店のアピールに繋がる様な認知度の向上に向けた取組を進めていく必要があると考えています。

○小田会長　小崎委員いかがでしょう。

○小崎委員　以前からもずっと言い続けているんですけど、HACCPという部分が前にで過ぎていて、少し事業者サイドとしては敷居が高くなっているのではないのかなという印象を持ちました。

○小田会長　事務局いかがですか。

○事務局　HACCPが前に出過ぎているというのは、以前の議論の中でも小崎委員からご意見をいただきまして、土台になる一般衛生管理の部分というのが非常に重要だという点は、引き続き認識をしております。認証制度の認証基準の中で、衛生管理の45項目のうちほとんどの項目が一般衛生管理の項目で構成をしておりますので、その点もしっかりと周知していく必要があるかなというふうに思います。

○小田会長　この認証施設を増やす方策というのは重要なんですけども、これについていかがですか。

○藤田委員　私もこの４月に商工会議所の地域振興部に入りましたが、この委員に就任させていただくまで、本制度を存じ上げませんで、恐らく事業者の皆さんも日々の業務で忙しいので、余力があればそのような情報も耳に入ってくるとは思いますが、よほど目の前に必要性がないと、そうはいかないのかなと思います。

必要とする方にこの情報をどうやってお届けするのかという、情報提供や広報のところに注力していくべきかなと思います。メールでご登録いただいた方に、毎日多くの情報をお送りしても、閲覧されずに削除されることもあって、商工会議所のメールマガジンのクリック率もなかなか厳しい数字が出ています。多くの情報を発信するという数も大事ですが、届けたい方に届いたという形をどうやって作っていくかが大事なのかなと思います。

認証制度では、取引先への信頼性のアピールに繋がるとか、こんな形で使ってもらっていますよといった、より具体的な事例のほうが、抽象的な表現よりも伝わりやすいと思いますので、成功事例なども併せて情報提供いただくといいのではないかと思います。

○小田会長　例えば、認証を今取られているところの関連の事業者に紹介してもらって、積極的に情報提供をしてもらいながら、制度の周知を図っていくことも必要なのではないかなと思うんですけども、他どうでしょうか。石川委員いかがでしょう。

○石川委員　認証制度について、そもそもHACCPも制度化されて、一定の条件をクリアして、営業許可等を取得している事業者に、更に認証マークを取得させる二重の手続きをさせて何があるのかというメリットというところと、後はそれを取らない事業者がそれは仕方がないのかなという、そこの疑問はずっと思っております。

比較すると食品表示で、最低限度を表示させておかないといけないというのが義務化されている他に、足すマークをうって、品質が高いものは足すマークが取れるという格付け制度、そういう２段階であればと思うが、安全安心にこういう２段階の制度を導入している様なイメージがあって、安全性の問題と品質の問題、表示の問題というのではだいぶ違いがあって、安全については最低限の底上げをしていただくというのがベースで、そこにこの認証制度が役に立つというご説明はありましたけれども、それより監視指導を充実させるという方が、もう一つ良いのではないかなという様な感想を法律家としては思っていまして、食の安全安心に関する認証制度は、私の頭の中ではなじみにくいという理解でございます。存続も含めて検討をしたらどうかという意見になっております。

○小田会長　齋藤委員いかがでしょう。

○齋藤委員　私どもの協会は、認証機関になっておりまして、認証を取得されたところは大概「メリットがある」と言われます。従業員の意識が大変上がるなど。保健所の許可は施設許可ですので、自主衛生管理はなかなかできていないところも多くあります。「手を洗いましょう」ということについても、従業員ができていないところもあって、認証を取得されたある営業者からは、「若い従業員が言うことを聞かなかったんですけど、認証を取ったおかげで言うことを聞くようになった。記録もつけるようになった。」ということも伺っています。

また、現状、私どもの協会に申請されて、認証を取得するまで３か月以上かかります。遅いところでは１年以上かかるところもあります。これだけかけてやらないと取得できないのが現状にあります。ですからある意味広がりにくいんです。ただ徐々にですけど、HACCP制度化によって、「認証を取得したい」という相談を受けています。平均しますと月に１件ぐらいですが、認証を取得するまでが、ある程度意識の高い事業者で３か月、その他、１年後に認証という事業者も多くあります。このように、なかなか自主衛生管理ができていないというのが現状にありますので、引き続き認証制度は進めていくべきだと思います。

今回課題になっているのは、認証機関自体が審査で判断に困っている点があるということです。認めて良いのか、認めたらいけないのかということを、大阪府としては、基準の目線を合わせていただく様なルール作りをしていただかないと判断に困ります。そのために、今回大阪府の方で、認証機関を集められていろいろ意見を聞かれて、調整されています。

私ども認証機関としても、認証にあったっては、多くの時間がかかって、コストもかかっている現状にありますので、それを考えていきますと、認証施設が500施設を超えているというのは、他の行政がやっている認証制度ではなかなかないと思います。

○小田会長　現場で判断が迷わないようにというのは大事ですので、対応をお願いしたいと思います。認証施設については、徐々に増えていくように、続けていくことが大切だと思います。これはこれで良いですよね。それでは４番目の議事はこれで終了しました。

最後ですが「その他」、事務局から追加の連絡事項はないということですけども、皆様から何かございませんでしょうか。なければ本日はこれで審議は終了とさせていただきます。

顕彰制度については、十分時間がとれないので、引き続き議論するということにしたいと思いますけども、それについても、今後委員の皆さんのご意見、これ非常に大事ですので、是非ご協力を賜り、良い制度にしていけたらと思います。

○事務局　ありがとうございました。閉会に当たりまして、大阪府健康医療部生活衛生室長の大西より、挨拶申し上げます。

○事務局（大西室長）　本日は小田会長をはじめまして、委員の皆様本当にありがとうございました。「食べる」ということは、毎日のことですので、それが安全安心にできるというのは、最終的な目標だと考えています。そのためには事業者の取組みというのが大事だと思うんですけども、それだけではなくて、消費者、行政機関と一緒になって色々なご意見をいただきながら、リスクコミュニケーションを図りながら進めていきたいと考えております。今後とも色々なことに取り組んでまいりたいと思いますので、ご意見いただきましたらと思います。こういった協議会の場だけではなくて、お気づきの点があれば、事務局の方にメールでも結構ですので、ご意見いただけたらと思っております。今後とも引き続き、食の安全安心の取組にご理解、ご協力いただきます様にお願いいたします。本日はありがとうございました。

○事務局　以上を持ちまして、大阪府食の安全安心推進協議会を閉会いたします。

（終了）